

## 前橋市特定建築物定期報告の状況等の公表実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による市長に対する建築物の定期調査結果の報告（以下「定期報告」という。）に係る状況等の公表について、必要な事項を定めるものとする。

### (公表対象建築物)

第2条 公表の対象となる建築物は、法第12条第1項の規定により、同項に規定する政令で定める建築物（以下「特定建築物」という。）とする。

### (公表事項)

第3条 公表する事項は、次に掲げる事項とし、別記様式によるものとする。

- (1) 特定建築物の名称
- (2) 特定建築物の所在地
- (3) 特定建築物の用途
- (4) 対象年度における当該定期報告の有無
- (5) 次回報告の年度

### (公表期間)

第4条 公表する期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号から第3号まで及び第5号に規定する事項については、第2条の特定建築物である間とする。
- (2) 前条第4号に規定する事項については、当該特定建築物の報告年度の翌年度から次回報告年度の翌年度までとする。
- 2 定期報告の報告状況は当該年度分を次年度に公表するものとし、公表日はその都度都市計画部建築指導課長が定める。
- 3 公表期間内に公表事項に変更があった場合は、当該事項を更新するものとする。

### (公表方法)

第5条 公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットを利用して、前橋市ホームページにおいて閲覧に供する方法
- (2) 都市計画部建築指導課において、簿冊を閲覧に供する方法

### (事前通知)

第6条 公表に当たっては、特定建築物の所有者又は管理者に対し、公表する旨を事前に通知するものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、決裁の日（令和5年12月19日）から施行する。